

令和8年2月9日

山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について (意思確認)

標記について、下記のとおり確認を求めますので、令和8年2月16日(月)までに別紙にて回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付  
令和8年1月29日(木)
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付  
令和8年2月2日(月)
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容  
刑事裁判で勾留中の被告人が法廷に入る際、手錠と腰縄を付けたままとなっている運用を改めるよう、法務省が令和8年1月に刑事施設に通知した際の文書
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について  
上記3について、その趣旨に該当すると思われる行政文書として、法務省本省では、次の行政文書を保有しております。  
**令和8年1月26日付け法務省矯成第126号法務省矯正局長通達「刑事裁判の法廷における被告人の戒護及び手錠等の使用について」**
- 5 開示請求手数料について  
上記4の行政文書を請求される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。  
現在、あなたからは、開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。  
また、本件開示請求を取り下げられる場合は、行政文書開示請求書及び収入印紙300円分を返戻いたします。

別紙

回答書

令和 年 月 日  
氏名

令和8年2月9日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」（以下「意思確認書」という。）について、以下のとおり、回答します。

※にチェックを入れて回答願います。

意思確認書記4の行政文書の開示を求める。

本件開示請求を取り下げる。